

4. 農地の流動化推進策

① 農地の集積が進まない理由

- 農地の集積が進まない理由は都道府県により異なる。
- 全国ベースで見ると、出し手不足と受け手不足は同程度、最も多いのは面的集積が困難であること。

	出し手が不足	受け手が不足	面的集積が困難	事業の周知不足	集落営農の法人化が進まない	相対取引等が多い	白紙委任に抵抗感	その他
北海道	27%	12%	14%	0%	2%	12%	8%	26%
青森県	21%	16%	33%	7%	12%	0%	2%	9%
岩手県	11%	25%	36%	14%	8%	0%	0%	6%
宮城県	15%	0%	35%	10%	15%	5%	0%	20%
秋田県	10%	5%	14%	19%	14%	29%	0%	10%
山形県	12%	6%	18%	0%	24%	0%	0%	41%
福島県	7%	13%	30%	20%	17%	3%	0%	10%
茨城県	18%	16%	24%	16%	7%	0%	2%	18%
栃木県	21%	24%	38%	10%	3%	0%	0%	3%
群馬県	13%	17%	27%	7%	17%	0%	0%	20%
埼玉県	3%	20%	31%	6%	17%	3%	0%	20%
千葉県	17%	12%	25%	10%	6%	0%	0%	31%
東京都	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
神奈川県	17%	17%	50%	0%	0%	0%	0%	17%
山梨県	8%	25%	25%	17%	4%	0%	0%	21%
長野県	8%	15%	35%	23%	13%	0%	0%	8%
静岡県	8%	13%	29%	16%	11%	0%	3%	21%
新潟県	18%	13%	33%	0%	18%	3%	0%	15%
富山県	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	50%
石川県	36%	7%	36%	0%	14%	0%	0%	7%
福井県	0%	29%	57%	0%	14%	0%	0%	0%
岐阜県	0%	17%	25%	17%	25%	0%	0%	17%
愛知県	10%	10%	10%	25%	5%	0%	0%	40%
三重県	13%	13%	33%	13%	11%	2%	0%	15%
滋賀県	7%	7%	21%	36%	14%	0%	0%	14%

	出し手が不足	受け手が不足	面的集積が困難	事業の周知不足	集落営農の法人化が進まない	相対取引等が多い	白紙委任に抵抗感	その他
京都府	0%	0%	43%	35%	9%	0%	0%	13%
大阪府	14%	29%	21%	7%	14%	0%	0%	14%
兵庫県	7%	22%	31%	15%	11%	4%	0%	9%
奈良県	17%	17%	26%	9%	4%	0%	0%	26%
和歌山県	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%
鳥取県	0%	18%	55%	9%	0%	9%	0%	9%
島根県	13%	13%	30%	10%	10%	3%	0%	20%
岡山県	3%	24%	39%	15%	6%	0%	3%	9%
広島県	21%	14%	21%	14%	7%	7%	0%	14%
山口県	9%	17%	22%	9%	26%	9%	0%	9%
徳島県	14%	28%	35%	9%	9%	0%	0%	5%
香川県	4%	12%	32%	4%	8%	4%	4%	32%
愛媛県	8%	18%	26%	11%	18%	0%	0%	18%
高知県	22%	15%	40%	2%	7%	0%	4%	11%
福岡県	25%	13%	27%	10%	8%	0%	6%	11%
佐賀県	22%	33%	22%	11%	0%	0%	0%	11%
長崎県	16%	23%	29%	13%	3%	0%	3%	13%
熊本県	8%	13%	17%	21%	29%	4%	0%	8%
大分県	8%	20%	36%	12%	16%	0%	0%	8%
宮崎県	15%	8%	38%	23%	8%	0%	0%	8%
鹿児島県	24%	4%	32%	12%	12%	0%	0%	16%
沖縄県	29%	3%	24%	12%	10%	0%	0%	22%
全国計	15%	15%	29%	11%	11%	2%	1%	16%

(備考) 1. 農林水産省経営局農地政策課調べ
 2. 規模拡大加算の活用に関する農地利用集積円滑化団体へのアンケート結果(平成22年)より

4. ② 出し手・受け手への支援

25年度：165億円(165億円)

○ 地域での話し合いを通じた合意形成等により、認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地の利用集積を促進。

出し手に対する支援



集落・地域における徹底した話し合いにより、市町村が集落・地域ごとの「人・農地プラン」を作成

農地集積協力金 65億円(65億円)

① 経営転換協力金

[貸付等を行う面積] [交付単価](※)

0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円/戸
2.0ha超	: 70万円/戸

[交付対象者]

土地利用型農業からの経営転換などをきっかけに「人・農地プラン」に位置づけられる中心経営体への農地集積に協力していただく

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② 農業部門を減少させ経営転換する農業者
- ③ リタイアする農業者
- ④ 農地の相続人

② 分散錯圃解消協力金

[交付単価](※)

5千円/10a

[交付対象者]

「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体の農地の連坦化に協力していただく

- ① 中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 中心経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

※市町村への交付単価です。

受け手に対する支援

規模拡大交付金100億円(100億円)

[交付単価]
2万円/10a

[交付対象者]

農地利用集積円滑化団体等を通じて、面的集積(連坦化)するために利用権を取得した農業者

※ 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大交付金の面的集積要件を満たしたことになります。

※ 交付対象作物に制限はありません。

○ 25年度から土地利用型作物に加え、樹園地、野菜畑等(土地利用型農業以外)の円滑な経営継承を交付対象に追加します。

4. ③ 農地流動化のための組織

農業委員会 〈市町村の独立行政委員会〉 (S.26～)

役割

- 農地に関する情報を掌握し、農地の有効利用の観点から権利移動の許認可・あっせん等を行う、市町村の独立行政委員会

組織数

- 1,713委員会

農業委員会による利用調整の実績

H15	97,800ha
H20	127,244ha
H21	135,054ha
H22	117,086ha
H23	126,679ha

〔 利用権の再設定を含んでおり、
利用権純増分は、これの一部 〕

農地利用集積円滑化団体 (H.22～)

役割

- 農地の出し手の代理人として、受け手を探し、契約を結ぶ市町村段階の団体

組織数

- 1,740団体
(市町村:3割、市町村公社:1割、農協:5割)

実績

H22	: 18,102ha
H23	: 32,049ha

農地保有合理化法人 (S.45～)

役割

- 農地の中間的受け皿となる県段階の団体

組織数

- 47法人(各都道府県農業公社)

実績

H15	11,524ha
H20	13,097ha
H21	12,505ha
H22	7,947ha
H23	8,027ha

(参考) 農業委員会の性格と業務

- 農業委員会は、農業委員会法に基づく市町村の**独立行政委員会**
- 全国 1,743 市町村のうち、1,699 市町村で **1,713 の農業委員会が設置**
- 委員は、**選挙による委員**と**選任による委員**(団体代表及び市町村議会推薦)からなる

- 所掌事務は、1. 農地法等に基づく許可事務等
 - ① 農地の権利移動の許可
 - ② 都道府県知事の農地転用許可に関する**意見具申** 等
- 2. 農地のあっせん
- 3. 農業及び農民に関し、意見公表、行政庁への**建議** 等
- **平成16年の農業委員会法改正、平成21年の農地法改正により、農業委員会の役割は大きく変化**

(従来)

個別の申請等を前提とする**受け身の業務**が中心

- ・ 農地の権利移動の許可
- ・ 都道府県知事の農地転用許可に関する**意見具申**



地域全体としての農業振興に積極的に関与する能動的な業務を追加
(平成16年農業委員会等に関する法律改正後)

- ・ 農地の利用の集積
- ・ 法人化その他農業経営の合理化

(平成21年農地法改正後)

- ・ 地域の**農地利用状況の調査**〔毎年1回調査〕
- ・ **遊休農地の所有者に対する指導・勧告等**
- ・ 地域の農業者の徹底した話し合いによる**人・農地プラン**(地域の中心経営体を明確にし、そこに農地を集積していくプラン)の**作成にも積極的に関与**

※ なお、農業委員会の業務や審議過程を透明化するため、**ほぼ全ての農業委員会で以下の取組を実施**

- ① 総会等の審議過程を詳細に記録した議事録を作成・公開
- ② 許可のポイントや申請に必要な書類、記載マニュアル等を作成・公開
- ③ 農業委員会活動の目標とその達成状況を作成・公開

4. ④ 人・農地プランの概要

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、
集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

などを決めていただきます。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金(経営開始型)
(原則45歳未満で独立・自営就農する方)
※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金
(中心となる経営体に農地を提供する方)
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化
(認定農業者)

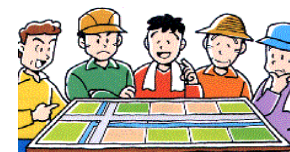
といった支援を受けることができます。

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

〈早期の人・農地プラン作成が重要〉

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めに人・農地プランの作成に向けた話し合いを始めることが必要です。



3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。

☆ 一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

〈新規就農者の人・農地プランへの位置付け〉

- 新規就農者は、人・農地プランに位置付けられることが見込まれれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。

4. ⑤ 人・農地プランの進捗状況

- 24～25年度の2年間で、人・農地プランの作成意向のある市町村の全てで作成されることが目標。
- 25年6月末現在で人・農地プランの作成に至った市町村は1,331市町村と、プラン作成意向のある市町村(1,573)の85%

都道府県名	人・農地プランを作成しようとしている市町村数	左の進捗状況				人・農地プランの作成に至っている市町村数※	
		集落・地域への説明を概ね終了している市町村数	集落・地域での農業者の話合いが始まっている市町村数	人・農地プランに関する検討会の開催に至っている市町村数		地域数	
全国計 《市町村数》	1,573 (100%)	1,537 (98%)	1,402 (89%)	1,332 (85%)	1,331 (85%)	- -	
地域数	16,462 (100%)	- -	- -	- -	- -	7,979 (48%)	

※人・農地プランの作成に至っている市町村数は、当該市町村の地域の中に、既に人・農地プランが作成されたところがある市町村の数。

注：()書きは、人・農地プランを作成しようとしている市町村数または地域数に対する割合。